

令和4年8月の大雨による災害対策に関する意見書

本年8月、石川県内では、各地で大雨による被害が発生し、特に8月4日には、加賀地方を中心に記録的な大雨となり、梯川の氾濫などによって甚大な被害をもたらしたほか本町の海岸線にも膨大な量のゴミが漂着した。

さらに、本町でも8月17日及び20日並びに31日の大雨では、県道や町道の路肩が崩れたほか、河川沿いの集落が冠水するなど、数多くの箇所で被害が発生し、一部の地域には避難指示も出された。

現在、石川県と関係市町が連携し、被災者支援と速やかな復旧に向け、全力を挙げて取組を進めているが、一日も早い復旧・復興を実現するためには、国による強力な支援が不可欠である。

また、近年、こうした甚大な被害をもたらす豪雨災害が全国各地で毎年のように発生し、今後も発生することが懸念されており、住民の安全・安心の確保に向け、国土強靱化の取組を更に強力に推進するとともに、被災者の生活再建に向けた施策の充実に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 激甚災害に指定される見込みとされている今般の大雨による災害について、公共土木施設や農林水産施設等の災害査定を速やかに進めるとともに、早期復旧に向けた支援を行うこと
- 2 被災した中小企業が速やかに事業を再開できるよう、事業用施設等の復旧や事業再建に向けた支援を行うこと
また、被災した農林水産事業者が生産活動の早期再開に向けて必要となる費用に対する支援を行うこと
- 3 石川県及び被災市町が行う復旧・復興事業及び海岸漂着ごみの処分に要する一連の費用に対し、特別交付税による十分な支援措置を講じること
- 4 被災者生活再建支援制度の支給対象について、現在、中規模半壊まで拡大されたところであるが、半壊全てを支給対象とするとともに、被災区域全てを支給対象とするよう制度の拡充を図ること
- 5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による取組を強力かつ計画的に推進することができるよう、引き続き、必要な予算を安定的・継続的に確保すること
- 6 住民の迅速で適切な避難行動や、自治体の早期の防災対応を可能とするため、気象情報の高度化について、早期の技術開発と実用化に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	寺田	稔	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
農林水産大臣	野村	哲郎	様
経済産業大臣	西村	康稔	様
国土交通大臣	斉藤	鉄夫	様
環境大臣	西村	明宏	様
内閣官房長官	松野	博一	様

石川県志賀町議会議長 南 正紀